

岐阜県地域医療連携ネットワーク（ぎふ清流ネット）協議会設置要綱

（設置）

第1条 医療機関等の連携を促進し、質の高い地域医療の実現を図るため、岐阜県医師会総合医療情報ネットワークと連携し、医療機関等が相互に診療情報等を共有する岐阜県地域医療連携ネットワーク（ぎふ清流ネット）システム（以下「システム」という。）の構築及び運用を担う、岐阜県地域医療連携ネットワーク（ぎふ清流ネット）協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 協議会は、以下の者で構成する。

- 1 一般社団法人岐阜県医師会長が推薦する者 若干名
- 2 一般社団法人岐阜県病院協会長が推薦する者 若干名

（役員）

第3条 協議会に会長、副会長、幹事を置き、構成員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 この協議会には、顧問を置くことができる。
- 5 顧問は、協議会で議決し会長が任命する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長または会長が指名した構成員が議長となる。

- 2 協議会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて会議に構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（議事録）

第5条 会議については、議事録を作成するものとする。

（委員会）

第6条 協議会は、必要な委員会を置くことができる。

- 2 委員会の設置及び運営については、会長が会議に諮って別に定める。

（事務局）

第7条 協議会の事務を処理するため、一般社団法人岐阜県医師会内に事務局を設置する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年8月28日から施行する。
- 2 平成27年4月28日一部改正